

資料 3

2020年12月9日

食品衛生分科会

文書による報告事項
に関する資料

(3) 文書による報告事項

①食品添加物の指定等の事後報告について

- ・メタ酒石酸（意見・情報の募集結果を踏まえた規格の改正）…………… 3

②食品中の農薬等の残留基準の設定について

- ・文書による報告事項の概要…………… 7
- ・ジエトフェンカルブ（適用拡大申請）…………… 8
- ・フェンブコナゾール（追加資料提出による基準値設定）…………… 12
- ・デルタメトリン及びトラロメトリン（インポートトレランス申請）…………… 18
- ・オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール（動物用医薬品の承認事項一部変更申請及び使用基準設定）…………… 27

食品添加物 メタ酒石酸についての意見・情報の募集結果を踏まえた 規格の改正

- 食品添加物「メタ酒石酸」については、令和2年9月17日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会にて食品添加物への指定及び規格基準の設定について了承されたところである。
- 令和2年9月23日～10月24日にパブリックコメントを行い、食品添加物への指定及び規格基準の設定について意見を募集したところ、メタ酒石酸に関して1件の意見が寄せられた（別添1参照）。
- 意見を踏まえて改めて検討を行ったところ、下記のとおり成分規格案を変更することが適当であると判断した。
 - ・ 変更前
保存基準 **密封容器**に入れ、湿気を避けて保存する。
 - ・ 変更後
保存基準 **気密容器**に入れ、湿気を避けて保存する。
- このため、食品添加物「メタ酒石酸」の成分規格案を変更の上、食品添加物への指定及び規格基準の設定に関して所要の手続きを行い、本年12月4日から施行した（告示した成分規格は別添2参照。）。

(別添 1)

「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（案）」（L-酒石酸カリウム等2品目の添加物への指定）及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（添加物（L-酒石酸カリウム等3品目）の規格基準の設定又は改正）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

メタ酒石酸に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
3	<p>メタ酒石酸 保存基準 密封容器に入れ、湿気を避けて保存する。 は不要と考えます。</p> <p>理由 密封容器とは、通則で「通常の手扱い又は貯蔵の間に空気又はその他のガスが侵入しないように内容物を保護する容器」と規定しており、主として空気に触れて酸化されやすい不安定な物質に適用されます。本品は比較的安定な物質で、試薬のメタ酒石酸もガラスビン（＝気密容器）入りです。密封容器に限定すると、アンプルなど繰り返し使用に向かない容器では使い勝手が悪くなります。食品添加物公定書は気密容器や密閉容器の規定がないため、本品の保存基準にかかる記載は不要と考えます。</p>	<p>御意見を踏まえて、メタ酒石酸の保存基準を変更し、「気密容器に入れ、湿気を避けて保存する。」と設定することとしました。</p> <p>なお、メタ酒石酸の保存基準に設定した気密容器の定義について、本省令及び告示の施行等と同日に都道府県知事等宛て本改正概要について周知した通知において説明をしております。</p>

※下線部分が変更箇所

使用基準

メタ酒石酸

メタ酒石酸は、ぶどう酒以外の食品に使用してはならない。メタ酒石酸の使用量は、ぶどう酒 1 kg につき 0.10g 以下でなければならない。

成分規格

メタ酒石酸

Metatartaric Acid

[39469-81-3]

定義 本品は、L-酒石酸を大気圧下又は減圧下で加熱して熔融し、エステル化した長さの異なる分子を主成分とするものである。

含量 本品は、L-酒石酸 ($C_4H_6O_6=150.09$) として 99.5~113% を含む。

性状 本品は、潮解性の白～帯黄白色の結晶又は粉末であり、わずかにカラメルようのにおいがある。

確認試験 本品は、酒石酸塩の反応を呈する。

pH 1.4~2.2 (1.0 g、水 100mL)

純度試験 (1) 溶状 ほとんど澄明 (1.0 g、水 10mL)

ほとんど澄明 (1.0 g、エタノール (95) 30mL)

(2) エステル化度 32%以上

次式により求める。

(20 - b)

エステル化度 (%) = $\frac{\quad}{(a + 20 - b)} \times 100$

(a + 20 - b)

ただし、a 及び b は定量法に示す方法により求める。

a : 1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液の消費量 (mL)

b : 0.5 mol/L 硫酸の消費量 (mL)

(3) 鉛 Pb として $2 \mu\text{g/g}$ 以下 (2.0 g、第1法、比較液 鉛標準液 4.0mL、フレイム方式)

(4) ヒ素 As として $3 \mu\text{g/g}$ 以下 (0.50 g、第1法、標準色 ヒ素標準液 3.0mL、装置B)

定量法 本品約 2 g を速やかに精密に量り、水を加えて溶かして正確に 100mL とする。この液 50mL をフラスコに正確に量り、1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液で

速やかに滴定し、その消費量を a mL とする（指示薬 ブロモチモールブルー試液 10 滴）。ただし、終点は、液の色が帯青緑色になるときとする。さらに、このフラスコに 1 mol/L 水酸化ナトリウム溶液 20 mL を加え、栓をして 2 時間静置した後、0.5 mol/L 硫酸で速やかに滴定し、その消費量を b mL とする。ただし、終点は、液の色が帯青緑色になるときとする。次式によりメタ酒石酸の含量を求め

メタ酒石酸の含量（L-酒石酸（ $C_4H_6O_6$ ）として）（%）

$$(a + 20 - b) \times 15.01$$

—————

試料の採取量（g）

保存基準 気密容器に入れ、湿気を避けて保存する。

食品中の農薬等の残留基準の設定について

○文書による報告事項の概要

名称（用途）	経緯	我が国の登録等の状況	食品健康影響評価結果	暴露評価結果
ジエトフェンカルブ（農薬/殺菌剤） （別紙1）	適用拡大申請	農薬：きゅうり、なす等	ADI:0.42 mg/kg 体重/日 ARfD:2 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 3.8% 幼小児（1～6歳） 8.2% 妊婦 3.4% 高齢者（65歳以上） 4.4% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
フェンブコナゾール（農薬/殺菌剤） （別紙2）	追加資料提出による基準値設定	農薬：りんご、なし等	ADI:0.03 mg/kg 体重/日 ARfD: 0.3 mg/kg 体重	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 21.1% 幼小児（1～6歳） 32.7% 妊婦 16.5% 高齢者（65歳以上） 27.4% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
デルタメトリン及びトラロメトリン（農薬/殺虫剤、動物用医薬品/外部寄生虫駆除剤） （別紙3）	インポートトレランス申請	農薬：なし、もも等 動物用医薬品：国内で承認なし	グループ ADI 及び ARfD ADI:0.0075 mg/kg 体重/日（トラロメトリン） ARfD:0.01 mg/kg 体重（デルタメトリン）	○長期暴露評価（EDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 26.7% 幼小児（1～6歳） 55.5% 妊婦 24.8% 高齢者（65歳以上） 27.5% ○短期暴露評価 ARfD を超えていない。
オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール（動物用医薬品/寄生虫駆除剤） （別紙4）	承認事項一部変更申請及び使用基準設定	動物用医薬品：豚、ふぐ目魚類	グループ ADI:0.007 mg/kg 体重/日（オクスフェンダゾールスルホンとして）	○長期暴露評価（TMDI/ADI） 国民全体（1歳以上） 9.7% 幼小児（1～6歳） 34.8% 妊婦 11.5% 高齢者（65歳以上） 7.9%

農薬名 ジェトフェンカルブ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(¥)
大豆	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01(¥)
小豆類	0.04	0.1	○			<0.01,0.02(あずき)、 <0.01,<0.01(いんげんまめ)
えんどう	0.05	0.1	○			(大豆参照)
そら豆	0.05	0.1	○			(大豆参照)
その他の豆類	0.05	0.1	○			(大豆参照)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5	5				※1
クレソン	5	5				※1
はくさい	0.6		申			0.01~0.30(n=6)
キャベツ	0.1	5	○			<0.01~0.05(n=6)
きょうな	5	5				※1
その他のあぶらな科野菜	5	5				※1
エンダイブ	5	5				※1
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	15	5	○・申			0.16~8.45(#)(n=6)
その他のきく科野菜	2	5	○			0.44,0.86(#)(¥)(ふき)
たまねぎ	0.05	5	○			<0.01,<0.01(¥)
にんにく		5				
にら	30		申			2.79,6.21,14.0
みつば	0.2	5	○			<0.05,<0.05(¥)
トマト	2	5	○			0.32~0.75(n=6)
ピーマン	5	5				※1
なす	2	5	○			0.03~0.58(n=6)
その他のなす科野菜	5	5				※1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.6	5	○			0.03~0.31(n=6)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	5	○			<0.05,<0.05(¥)(スッキーニ)
しろりり		5				
すいか	0.05	5	○			<0.01,<0.01(#)(¥)
メロン類果実		5				
その他のうり科野菜	0.3	5	○			0.06,0.06(¥)(にがうり)
オクラ		5				
未成熟えんどう	3	5	○			0.73~1.5(n=4)※2
未成熟いんげん	4	5	○・申			0.93,1.25,1.44
えだまめ	6	5	○			0.11~2.27(n=5)※2
その他の野菜	6	5	○			(えだまめ参照)
みかん		5	○			
みかん(外果皮を含む。)	2		○			0.28,0.92(#)(¥)
なつみかんの果実全体	2	5	○			0.05,0.63(#)(¥)※2
レモン	2	5	○			(なつみかん果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	5	○			(なつみかん果実全体参照)
グレープフルーツ	2	5	○			(なつみかん果実全体参照)
ライム	2	5	○			(なつみかん果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	5	○			(なつみかん果実全体参照)

農薬名 ジェトフェンカルブ

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご	5	5				※1
日本なし	5	5				※1
西洋なし	5	5				※1
うめ	0.5	5	○			0.010,0.106(#)(¥)※2
いちご	5	5	○			1.06,1.88,2.15
ぶどう	5	5	○			0.606,1.58(#)(¥)
かき	2	5	○			0.20~0.94(n=6)
バナナ	0.1	0.1			0.10	【<0.01~0.07(n=12)(米国)】
キウイ		5	○			
キウイ(果皮を含む。)	5		○			1.58,1.70(#)(¥)※2
その他の果実		5				
茶	5	5	○			0.58, 1.74(¥)(荒茶)
その他のスパイス	10	10	○			1.66,4.56(#)(¥)(みかん果皮)

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1)海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持する。

※2)未成熟えんどう、えだまめ、なつみかんの果実全体、うめ及びキウイ(果皮を含む)については、プロポーシヨナリティ(proporportionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。

答申（案）

ジエトフェンカルブ

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大豆	0.05
小豆類 ^{注1)}	0.04
えんどう	0.05
そら豆	0.05
その他の豆類 ^{注2)}	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5
クレソン	5
はくさい	0.6
キャベツ	0.1
きょうな	5
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	5
エンダイブ	5
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	15
その他のきく科野菜 ^{注4)}	2
たまねぎ	0.05
にら	30
みつば	0.2
トマト	2
ピーマン	5
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注5)}	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.6
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2
すいか	0.05
その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.3
未成熟えんどう	3
未成熟いんげん	4
えだまめ	6
その他の野菜 ^{注7)}	6
みかん（外果皮を含む。）	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注8)}	2
りんご	5
日本なし	5

食品名	残留基準値 ppm
西洋なし	5
うめ	0.5
いちご	5
ぶどう	5
かき	2
バナナ	0.1
キウイー（果皮を含む。）	5
茶	5
その他のスパイス ^{注9)}	10

注1)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンドイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注9)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

農薬名 フェンブコナゾール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.1	0.1	○	0.1		
大麦	0.2	0.2		0.2		
ライ麦	0.1	0.1		0.1		
大豆	0.2	0.2	○			0.02, 0.05(¥)
らっかせい	0.1	0.1		0.1		
てんさい	0.4	0.5	○			0.07, 0.09(#), 0.15 ※1
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01(¥)
ピーマン	0.6	0.6		0.6		
その他のなす科野菜	0.6	0.6		0.6		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2		0.2		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	0.05		0.05		
しろりり	0.2			0.2		
メロン類果実		0.2				
メロン類果実(果皮を含む。)	0.2			0.2		
まくわうり		0.2				
まくわうり(果皮を含む。)	0.2			0.2		
みかん		1				
みかん(外果皮を含む。)	1			0.5	1.0	米国 【米国かんきつ類果実(0.516～0.831(#)(n=5)(レモン),0.120～0.659(#)(n=16)(オレンジ),0.0976～0.487(#)(n=9)(グレープフルーツ))参照】
なつみかんの果実全体	1	1		0.5	1.0	米国 【米国かんきつ類果実参照】
レモン	1	1		1		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1	1		0.5	1.0	米国 【米国かんきつ類果実参照】
グレープフルーツ	1	1		0.5	1.0	米国 【米国かんきつ類果実参照】
ライム	1	1		1		
その他のかんきつ類果実	1	1		1		
りんご	0.8	1	○	0.5		0.090～0.411(#)(n=4) ※1
日本なし	0.7	0.7	○	0.5		0.099, 0.299(¥)
西洋なし	0.7	0.7	○	0.5		【日本なし参照】
マルメロ	0.5	0.5		0.5		
びわ		0.1				
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.5			0.5		
もも		0.5	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	2		○	0.5		0.56, 0.65(¥)
ネクタリン	1	1	○		1.0	米国 【米国核果類果実(0.157～0.268(#)(n=4)(アプリコット),0.0033～0.3070(#)(n=12)(プラム),0.202～0.553(#)(n=17)(おうとう))参照】
あんず(アプリコットを含む。)	0.5	0.5	○	0.5		
すもも(ブルーンを含む。)	1	1	○	0.3	1.0	米国 【米国核果類果実参照】
うめ	2	2	○			0.44, 0.66(¥)
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○	1		
ブルーベリー	0.7	0.7	○	0.5		0.16, 0.21(¥)
クランベリー	1	1		1		
ハックルベリー	0.5	0.5		0.5		
その他のベリー類果実	0.3	0.3			0.3	米国 【米国ブッシュベリー類(0.01～0.15(n=9)(ブルーベリー))参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ぶどう	3	3	○	1		0.154~1.080(n=4)
かき	0.7	0.7	○	0.5		0.05, 0.28(¥)
バナナ	0.05	0.05		0.05		
その他の果実	0.5	0.01		0.5		
ひまわりの種子	0.05	0.05		0.05		
なたね	0.05	0.05		0.05		
ぎんなん	0.01	0.01		0.01	0.05	米国
くり	0.01	0.01		0.01		
ペカン	0.01	0.01		0.01		
アーモンド	0.05	0.05		0.01		
くるみ	0.01	0.01		0.01		
その他のナッツ類	0.01	0.01		0.01		【<0.01 (n=5)(米国)】
茶	30	10	○・申			2.21~13.6 (n=9)
その他のスパイス	1	1				※2
その他のハーブ	0.6			0.6		
牛の筋肉	0.01	0.01		0.01		
豚の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01		0.01		
牛の脂肪	0.01	0.01		0.01		
豚の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01		0.01		
牛の肝臓	0.1	0.1		0.1		
豚の肝臓	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1		0.1		
牛の腎臓	0.1	0.1		0.1		
豚の腎臓	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1		0.1		
牛の食用部分	0.1	0.1		0.1		
豚の食用部分	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1		0.1		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家さんの卵	0.01	0.01		0.01		

農薬名 フェンブコナゾール

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうがらし(乾燥させたもの)				2		※3

太枠:申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線:食品区分を削除したもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥):最大値を基準値設定の根拠とする

※1)てんさい及びりんごについては、プロポーシヨナリティ(proporcionality)の原則に基づき、処理濃度の比例性を考慮して換算した。なお、GAPに適合した使用量として、てんさいは12.5%乳剤800倍散布、りんごは22.0%フロアブル5000倍散布を基に換算した。

※2)海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

※3)加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRIはとうがらし(乾燥させたもの)の加工係数を10と算出している。

答申（案）

フェンブコナゾール

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.1
大麦	0.2
ライ麦	0.1
大豆	0.2
らっかせい	0.1
てんさい	0.4
たまねぎ	0.05
ピーマン	0.6
その他のなす科野菜 ^{注1)}	0.6
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05
しろうり	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
まくわうり（果皮を含む。）	0.2
みかん（外果皮を含む。）	1
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	1
りんご	0.8
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.5
もも（果皮及び種子を含む。）	2
ネクタリン	1
あんず（アプリコットを含む。）	0.5
すもも（プルーンを含む。）	1
うめ	2
おうとう（チェリーを含む。）	1
ブルーベリー	0.7
クランベリー	1
ハックルベリー	0.5
その他のベリー類果実 ^{注3)}	0.3
ぶどう	3
かき	0.7

食品名	残留基準値 ppm
バナナ	0.05
その他の果実 ^{注4)}	0.5
ひまわりの種子	0.05
なたね	0.05
ぎんなん	0.01
くり	0.01
ペカン	0.01
アーモンド	0.05
くるみ	0.01
その他のナッツ類 ^{注5)}	0.01
茶	30
その他のスパイス ^{注6)}	1
その他のハーブ ^{注7)}	0.6
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注8)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.01
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注9)}	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注10)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01

食品名	残留基準値
	ppm
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注1) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注2) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3) 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注4) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注5) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注6) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注7) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注8) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注9) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注10) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

農薬名 デルタメトリン及びトラロメトリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	2	2		2		
大麦	2	2		2		
ライ麦	2	2		2		
とうもろこし		0.02				
とうもろこし (未成熟を除く。)	2		IT			
とうもろこし (未成熟に限る。)	0.02		IT	0.02		
そば	2	2		2		
その他の穀類	2	2		2		
大豆	1	1		1		
小豆類	1	1		1		
えんどう	1	1		1		
そら豆	1	1		1		
その他の豆類	1	1		1		
ばれいしょ	0.02	0.02	○	0.01		<0.004, <0.004(¥)
やまいも (長いもをいう。)	0.02	0.02	○			<0.004, <0.004(¥)
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.2	0.2	○	0.01	0.2	米国 【<0.05~0.11 (#) (n=5) (米国)】
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	2	2	○	2		
かぶ類の根	0.2	0.2			0.2	米国 【米国だいこん類の根参照】
かぶ類の葉	2	2		2		
西洋わさび	0.2	0.2			0.2	米国 【米国だいこん類の根参照】
クレソン	2	2		2		
はくさい	0.5	0.5	○	2		0.034, 0.102(¥)※2
キャベツ	0.1	0.1	○			0.018, 0.023 (#) (¥)
芽キャベツ	0.1	0.1				※1
ケール	2	2	○	2		
こまつな	2	2	○	2		
きょうな	2	2	○	2		
チンゲンサイ	2	2	○	2		
カリフラワー	0.1	0.1		0.1		
ブロッコリー	0.2	0.2	○	0.1		0.04 (#), 0.05(¥)
その他のあぶらな科野菜	2	2	○	2		
ごぼう	0.2	0.2			0.2	米国 【米国だいこん類の根参照】
サルシフィー	0.2	0.2			0.2	米国 【米国だいこん類の根参照】
アーティチョーク	0.5	0.5			0.5	米国 【0.197~0.400 (#) (n=3) (米国)】
チコリ	2	2		2		
エンダイブ	2	2		2		
しゅんぎく	2	2		2		
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	0.5	0.5	○	2		0.12, 0.18(¥)※2
その他のきく科野菜	2	2		2		
たまねぎ	0.05	0.05	○	0.05		
ねぎ (リーキを含む。)	0.2	0.2		0.2		
アスパラガス	0.05	0.05	○			<0.01, 0.01(¥)
にんじん	0.2	0.2	○	0.02	0.2	米国 【0.012~0.118 (#) (n=8) (米国)】
パースニップ	0.2	0.2			0.2	米国 【米国だいこん類の根参照】
その他のせり科野菜	0.2	0.2			0.2	米国 【米国だいこん類の根参照】
トマト	0.3	0.3		0.3		
ピーマン	0.3	0.3			0.3	米国 【0.018~0.054 (#) (n=6) (米国)】

農薬名 デルタメトリン及びトラロメトリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
なす	0.3	0.3	○		0.3	米国	【米国ピーマン参照】
その他のなす科野菜	2	2		2			
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○	0.2			
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.2	0.2		0.2			
しろうり	0.2	0.2		0.2			
すいか		0.02	○				
すいか (果皮を含む。)	0.2		○	0.2			
メロン類果実		0.03	○				
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.2		○	0.2			
その他のうり科野菜	2	2		2			
オクラ	0.3	0.3			0.3	米国	【米国ピーマン参照】
しょうが	0.5	0.02	○	0.5			
未成熟えんどう	0.3	0.5	○	0.2			0.061, 0.068, 0.152(#)
未成熟いんげん	0.2	0.2		0.2			
えだまめ	0.2	0.2		0.2			
マッシュルーム	0.05	0.05		0.05			
その他の野菜	2	2	○	2			
みかん		0.02	○				
みかん (外果皮を含む。)	0.5		○	0.02			0.112, 0.148(¥)
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○	0.02			0.068, 0.091(¥)
レモン	0.5	0.5	○	0.02			(すだち、かぼす参照)
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	0.5	0.5	○	0.02			(すだち、かぼす参照)
グレープフルーツ	0.5	0.5	○	0.02			(すだち、かぼす参照)
ライム	0.5	0.5	○	0.02			(すだち、かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5	○	0.02			0.061, 0.102(¥) (すだち、かぼす)
りんご	0.3	0.3	○	0.2			0.038~0.106(¥) (n=6) (りんご、なし)
日本なし	0.3	0.3	○				0.038~0.106(¥) (n=6) (りんご、なし)
西洋なし	0.3	0.3	○				0.038~0.106(¥) (n=6) (りんご、なし)
マルメロ	0.2	0.2			0.2	米国	【米国りんご(<0.05~0.13(#)(n=12))】
びわ		0.02	○				
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.3		○				0.04, 0.11, 0.12
もも		0.02	○				
もも (果皮及び種子を含む。)	0.5		○	0.05			0.104, 0.169(¥)
ネクタリン	0.3	0.3	○	0.05			0.038, 0.053(¥)
あんず (アプリコットを含む。)	0.2	0.2	○				0.018, 0.027(¥)
すもも (プルーンを含む。)	0.07	0.07	○	0.05	0.07	EU	【<0.01~0.04(#)(n=13)(EU)】
うめ	0.5	0.5	○				0.106, 0.167(¥)
おうとう (チェリーを含む。)	0.2	0.2	○				0.033, 0.038(¥)
いちご	0.2	0.2		0.2			
ラズベリー	0.3	0.3	○				0.08, 0.09(¥)
ブラックベリー	0.1	0.1			0.1	EU	【EUラズベリー(<0.02~0.04(n=4))】
ブルーベリー	0.3	0.3	○				<0.04, 0.06(¥)
ぶどう	0.6	0.7	○	0.2			<0.008~0.272(n=4)
かき	0.3	0.3	○				0.053~0.129(n=4)
キウイ		0.03	○				
キウイ (果皮を含む。)	0.7		○				0.16, 0.20, 0.25
その他の果実	1	1	○	1			

農薬名 デルタメトリン及びトラロメトリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ひまわりの種子	0.05	0.05		0.05		
綿実	0.04	0.04			0.04	米国
なたね	0.2	0.2		0.2		
その他のオイルシード	0.2	0.2			0.2	カナダ
ぎんなん	0.1	0.1			0.1	米国
くり	0.1	0.1			0.1	米国
ペカン	0.1	0.1			0.1	米国
アーモンド	0.1	0.1			0.1	米国
くるみ	0.1	0.1		0.02	0.1	米国
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.02	0.1	米国
茶	5	5	○	5		
その他のスパイス	2	2	○	0.5		0.543, 0.726(¥) (みかんの果皮)
その他のハーブ	0.5	0.5	○			0.18, 0.19(¥) (みずな)
牛の筋肉	0.5	0.5		0.5		
豚の筋肉	0.5	0.5		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5	0.5		0.5		
牛の脂肪	0.5	0.5		0.5		
豚の脂肪	0.5	0.5		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5		0.5		
牛の肝臓	0.05	0.05		0.05		
豚の肝臓	0.03	0.03		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05		0.05		
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		
豚の腎臓	0.03	0.03		0.03		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		
牛の食用部分	0.05	0.05				【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.03	0.03				【豚の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05				【牛の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉	0.1	0.1		0.1		
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1		0.1		
鶏の脂肪	0.5	0.5		0.5		
その他の家きんの脂肪	0.5	0.5		0.1		【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.02		【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.02		【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.02		【鶏の肝臓及び腎臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.02		【鶏の肝臓及び腎臓参照】
鶏の卵	0.03	0.03		0.03		
その他の家きんの卵	0.03	0.03		0.02		【鶏の卵参照】
魚介類 (さけ目魚類に限る。)	0.03	0.03		0.03		
小麦粉 (全粒粉に限る。)	2	2		2		

農薬名 デルタメトリン及びトラロメトリン

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦粉（全粒粉を除く。）				0.3		※3
小麦ふすま				5		※3

太枠：申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線：食品区分を削除したもの

○：既に、国内において農薬登録のあるもの

IT：海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#)：使用方法を逸脱して実施された試験成績

(¥)：最大値を基準値設定の根拠とする

※1) 海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

※2) 国際基準が設定されているが、暴露評価で許容範囲を超えることから、国内の作物残留試験成績に基づき基準値を設定する。

※3) 加工食品である「小麦粉（全粒粉を除く。）」及び「小麦ふすま」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPRは小麦粉（全粒粉を除く。）の加工係数を0.31、小麦ふすまの加工係数を3.3と算出している。

答申（案）

デルタメトリン及びトラロメトリン

今回基準値を設定するデルタメトリン及びトラロメトリンとは、デルタメトリン（トラロメトリンから変換されたデルタメトリンを含む）、トラロメトリンをデルタメトリンに換算したもの、代謝物CR【(R)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3R)-3-(ジブロモビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート】をデルタメトリンに換算したものと及び代謝物CT【(S)- α -シアノ-3-フェノキシベンジル=(1S, 3S)-3-(ジブロモビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート】をデルタメトリンに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
小麦	2
大麦	2
ライ麦	2
とうもろこし（未成熟を除く。）	2
とうもろこし（未成熟に限る。）	0.02
そば	2
その他の穀類 ^{注1)}	2
大豆	1
小豆類 ^{注2)}	1
えんどう	1
そら豆	1
その他の豆類 ^{注3)}	1
ばれいしょ	0.02
やまいも（長いものをいう。）	0.02
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	2
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	2
西洋わさび	0.2
クレソン	2
はくさい	0.5
キャベツ	0.1
芽キャベツ	0.1
ケール	2
こまつな	2
きょうな	2
チンゲンサイ	2
カリフラワー	0.1
ブロッコリー	0.2
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	2
ごぼう	0.2
サルシフィー	0.2
アーティチョーク	0.5
チコリ	2
エンダイブ	2

食品名	残留基準値 ppm
しゅんぎく	2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.5
その他のきく科野菜 ^{注5)}	2
たまねぎ	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.2
アスパラガス	0.05
にんじん	0.2
パースニップ	0.2
その他のせり科野菜 ^{注6)}	0.2
トマト	0.3
ピーマン	0.3
なす	0.3
その他のなす科野菜 ^{注7)}	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2
しろうり	0.2
すいか（果皮を含む。）	0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.2
その他のうり科野菜 ^{注8)}	2
オクラ	0.3
しょうが	0.5
未成熟えんどう	0.3
未成熟いんげん	0.2
えだまめ	0.2
マッシュルーム	0.05
その他の野菜 ^{注9)}	2
みかん（外果皮を含む。）	0.5
なつみかんの果実全体	0.3
レモン	0.5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.5
グレープフルーツ	0.5
ライム	0.5
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}	0.5
りんご	0.3
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
マルメロ	0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.3
もも（果皮及び種子を含む。）	0.5
ネクタリン	0.3
あんず（アプリコットを含む。）	0.2
すもも（プルーンを含む。）	0.07
うめ	0.5

食品名	残留基準値 ppm
おうとう（チェリーを含む。）	0.2
いちご	0.2
ラズベリー	0.3
ブラックベリー	0.1
ブルーベリー	0.3
ぶどう	0.6
かき	0.3
キウイー（果皮を含む。）	0.7
その他の果実 ^{注11)}	1
ひまわりの種子	0.05
綿実	0.04
なたね	0.2
その他のオイルシード ^{注12)}	0.2
ぎんなん	0.1
くり	0.1
ペカン	0.1
アーモンド	0.1
くるみ	0.1
その他のナッツ類 ^{注13)}	0.1
茶	5
その他のスパイス ^{注14)}	2
その他のハーブ ^{注15)}	0.5
牛の筋肉	0.5
豚の筋肉	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注16)} の筋肉	0.5
牛の脂肪	0.5
豚の脂肪	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05
牛の食用部分 ^{注17)}	0.05
豚の食用部分	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05
乳	0.05
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん ^{注18)} の筋肉	0.1

食品名	残留基準値 ppm
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.5 0.5
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.05 0.05
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.05 0.05
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.05 0.05
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.03 0.03
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.03
小麦粉（全粒粉に限る。）	2

- 注1) 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- 注2) 「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- 注3) 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- 注4) 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- 注5) 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- 注6) 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注7) 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- 注8) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- 注9) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- 注10) 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- 注11) 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- 注12) 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- 注13) 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- 注14) 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- 注15) 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- 注16) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- 注17) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- 注18) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

動物用医薬品名 オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.1	0.1		0.1		
豚の筋肉	0.1	0.1	○	0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1		0.1		
牛の脂肪	0.1	0.1		0.1		
豚の脂肪	0.1	0.1	○	0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1		0.1		
牛の肝臓	0.5	0.5		0.5		
豚の肝臓	0.5	0.5	○	0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.5		0.5		
牛の腎臓	0.1	0.1		0.1		
豚の腎臓	0.1	0.1	○	0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1		0.1		
牛の食用部分	0.5	3				【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.5	3	○			【豚の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	3				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓参照】
乳	0.1	0.1		0.1		
鶏の筋肉	0.03	0.03				※1
七面鳥の筋肉		2				
その他の家きん(七面鳥を除く。)の筋肉		0.03				
その他の家きんの筋肉	2					※2
鶏の脂肪	0.01	0.01				※1
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01				※1
鶏の肝臓	2	2				※1
七面鳥の肝臓		6				
その他の家きん(七面鳥を除く。)の肝臓		2				
その他の家きんの肝臓	6					※2
鶏の腎臓	0.01	0.01				※1
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01				※1
鶏の食用部分	0.01	0.01				※1
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01				※1
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.01		申			<0.01(最大許容濃度)(投与13日後)
魚介類(ふぐ目魚類に限る。)	0.05	0.05	○			<0.05(最大許容濃度)(投与21日後)

太枠：申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

斜線：食品区分を削除したもの

○：既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

申：動物用医薬品の承認申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

※1 海外において基準値が設定されていることを考慮し、現行の基準値を維持することとする。

※2 七面鳥の食品区分と統合するとともに、海外において基準値が設定されていることを考慮し、七面鳥における現行の基準値を維持することとした。

答申（案）

オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール

今回基準値を設定するオクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールとは、オクスフェンダゾールスルホン、オクスフェンダゾールをオクスフェンダゾールスルホンに換算したもの及びフェンベンダゾールをオクスフェンダゾールスルホンに換算したものの和をいう。

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.5
豚の肝臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 ^{注2)}	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5
乳	0.1
鶏の筋肉	0.03
その他の家きん ^{注3)} の筋肉	2
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	2
その他の家きんの肝臓	6
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.01
魚介類(ふぐ目魚類に限る。)	0.05

注1) 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2) 「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3) 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。